

## 高齢者補聴器購入助成事業について

町内に住所を有する 65 歳以上の高齢者を対象に、聴力が低下したことにより日常生活に支障がある方に補聴器の利用を促すとともに、生活の維持及び社会参加を支援し、認知症及びフレイル（虚弱状態）予防を図ることを目的に、補聴器購入費の一部を助成することになりました。

補助金の上限額は 30,000 円となります。

### ◆対象者

- 1.町内在住の 65 歳以上の方
- 2.聴力低下で日常生活に支障があり、補聴器が必要との耳鼻咽喉科の医師意見書が取れる方
- 3.聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方（該当しない方）
- 4.町税等の滞納のない方

### ◆補聴器購入の流れ

- ※注意点
- ・交付決定通知書が届いてから補聴器は購入できます。  
決定通知書が届く前に購入した補聴器は補助対象となりません。
  - ・管理医療機器である補聴器本体及び付属品が対象です。  
（集音器は対象となりません。）

必 要 書 類 ・ 注 意 点	
①申請	交付申請書、医師意見書、補聴器の見積書、完納確認書
②交付決定	役場が①の書類等を審査し決定通知書を送付します。
③補聴器購入	<u>決定通知が来てから購入、必ず領収書をもらって下さい。</u>
④請求・実績報告	求書兼実績報告書、 <u>領収書・保証書（写）</u> の添付が必要。

◎申請書等の様式は健康福祉課、各地域課の窓口にありますのでお問い合わせください。

【お問合せ】健康福祉課 66-3610